

中堅官僚井上毅の、江華島事件への係わり

中村安菜

井上毅は、明治時代の法制官僚及び政治家として内政外交両面において近代国家の形成に大きく貢献した人物で、「明治国家を構築したたぐい稀なグランド・デザイナー」として高く評価され、多くの研究がなされてきた。江華島事件と井上との関係に注目した研究は少ないが、事件の善後処理に関与し、訓條や内論など重要な外交文書の起草という大任を任せられ、井上の理論が政府指導層に高く評価されていたと従来考えられてきた。

江華島事件の発生は明治政府にとって予想外の出来事であり、政府はその善後処理に奔走し、朝鮮とその宗主国である清国への使節派遣を決定した。その中で井上は、伊藤博文、ポアソナードと共に訓條・内論など重要な外交文書の起草という「大任」を任せられた。しかし、江華島事件当時、法制局二等書記官という中堅官僚に過ぎず、戦争回避・内治優先という政府の基本方針と異なり、積極的な武力出兵論を唱えた井上が、江華島事件の善後処理において実際どれほどの重要な役割を果たしたのか。本稿は、この点について、朝鮮に派遣される使節への訓條と内論の作成過程に焦点を当て、加えてそれらの原案と完成版との比較を通して明らかにする。それにより、「たぐい稀なグランド・デザイナー」という後世の井上評価とは異なる、一中堅官僚としての井上毅の姿を浮き彫りにすることができよう。

キーワード：井上毅、江華島事件、伊藤博文、朝鮮政策、訓條・内論

1. はじめに

井上毅は、明治時代、法制官僚及び政治家として近代国家の形成に大きく貢献した人物で、大日本帝国憲法の制定をはじめ、「明治政府の法律制度、一として殆んど彼の参画せざるものなく」と徳富蘇峰が評したほど、多くの法制度の整備に関わった（山室、2006、65頁）。内政に加え、井上は、台湾出兵、琉球を巡る清国との交渉、不平等条約改正問題、朝鮮問題など、明治初期に政府が直面した外交問題の大半にも関与していた。実際、大学小舎長に就任した1870（明治3）年から1894（明治27）年の文部大臣辞任まで続く約20年間の井上の官歴をまとめた年譜は、内政・外交両面における彼の膨大な業績を示すものである（木野、1995、447-496頁）。その彼の業績に鑑み、木野（1995）は井上を「明治国家を構築したたぐい稀なグランド・デザイナー」・「明治政府のプレーン」と位置づけ、高く評価している（木野、1995、112・3頁）。

井上毅について、内政・外交の業績や、その背景となる政治思想など様々な観点から研究がなされてきたが、朝鮮問題、特に江華島事件に関連した研究は少ない。しかし後述するように、従来の研究では、法制局二等書記官という中堅官僚だった井上が江華島事件の

善後処理において重要な役割を果たしたとみなされてきた（多田、1991、53頁）。

江華島事件は、1875（明治8）年9月20日に発生した日本と朝鮮との武力衝突事件で、この事件の結果として締結された日朝修好条規により、「自主の邦」朝鮮は開国することになった。これによって、明治政府が当時直面していた朝鮮問題が一応の決着を迎えた一方、壬午動乱（1882年）や甲申政変（1884年）が発生する土壌が作られ、朝鮮の宗主国である清国との関係は次第に悪化し、1894年の日清戦争へつながっていく。つまり、江華島事件は、結果的に、明治政府にとって朝鮮侵出の契機、さらには後の日本の大陸侵出の足掛かりとなったのであり、清国にとっては伝統的な華夷思想に基づく冊封体制を否定される事件となったことから、日清戦争に至るまでの日清間の経緯において大きな比重を占める事件なのである（多田、1991、42頁）。

江華島事件発生当時の明治政府は、明治六年政変、佐賀の乱など不平士族への対応、大阪会議、対露問題、不平等条約改正問題など多くの内政外交問題を抱えると同時に、その内部において不協和音が絶えない状態だった。その不安定な政局の中、明治六年政変で政権を奪取した大久保利通は、政府が直面するこれらの問題に対処するため、当面は内治優先・戦争回避を政府の基本方針とした。そうした中での江華島事件の発生

は予想外の出来事であり、明治政府は当初、場当たりの対処しつつも、次第に善後処理について、清国の動向を懸念材料としながら方針を定め、11月1日の閣議で朝鮮と清国に使節を派遣することを決定した。

派遣される使節への訓條・内論をはじめとする関連文書の作成を任されたのが、11月1日の閣議と同じ日に組織されたと推定される調査委員会で、メンバーは井上・伊藤博文・ボアソナードの3名である（久保、2018、7・36頁）。この委員会のメンバーとして、井上が善後処理の関連文書を作成したことは、梧陰文庫からも明らかである。同時に、伊藤も、「派遣使節への訓條、内論作成を任される」など関連文書を「起草」したことに加え（久保、2018、7頁）、後述するように大久保や木戸の意向を交えつつ訓條全体の文書の作成も担当したと推定される。なにより伊藤は、政府の中枢を担う参議として江華島事件の善後処理に、他の2人のメンバーよりも深く関わっていた。

従来の研究は、井上のこの事件への関与について、法制局二等書記官に過ぎなかった井上が「重要な外交文書の起草の大任を受けるに至ったのは、当時の井上毅の能力が内政面に限らず、外交面においても高く評価されていた」ことの証であり、「外国人顧問から明治政府の意図した答議を自在に引き出し得た法制官僚井上毅の存在は、…重要な意義」を持っていたと、高く評価する。また、「井上が起草した外交訓條・内論案中で規定されていた朝鮮政府への要求事項の全てが、その後の日鮮修好条規やその附録の中で実現を見た」ことは、井上の「理論が、政府指導層に高く評価されていたと理解できる」とも評されてきた（多田、1991、53・63・64・70頁）。

しかし、江華島事件当時、外交デビューを果たして中堅官僚になったばかりの井上が事件の善後処理において果たした役割とその重要度は、実際にどの程度だったのだろうか。本稿では、訓條と内論の比較や作成過程に焦点を当て、井上が果たした役割とその重要度を明らかにする。それにより、中堅官僚時代の井上の実像を浮き彫りにし、「明治国家を構築したたぐい稀なグランド・デザイナー」という後世の井上評価とは異なる姿を明らかにしたい。

Ⅱ. 江華島事件前後の、明治政府における井上毅の立ち位置

井上の官歴は1870年の大学小舎長任命から始まり、

翌年12月に司法省十等出仕となった後、昇進を重ねていく。司法省欧州派遣団員にも選ばれ、9か月の留学中は主にフランス法制研究に努めた。この留学中、江華島事件の善後処理に共に携わることになるボアソナードから憲法や刑法の講義を受けている（柴田、2006、196頁）。

井上の帰国の翌月に起こった明治六年政変により、事実上の大久保政権が誕生する。そして、1874（明治7）年の佐賀の乱で政府の領袖大久保と面識を得たことが、台湾事件をめぐる1874年の北京交渉への参画という井上の外交デビューにつながった（木野、1995、117-118頁）。

大久保は、台湾事件をめぐる日清交渉（＝北京交渉）の全権弁理大臣として、「和戦の決定と文武官の指揮を含む極めて強大な権限を委任」されて北京に赴いた（山下、2000、13頁）。井上は、この使節団の随員に当初入っていなかったが、自らが作成した北京交渉に関する意見書を出港後の大久保に人を介して提出した（木野、1995、121頁）。この意見書については、「臺灣事件對清通牒案」で「試草呈大久保公」とされた草稿が残っている（井上毅傳記編纂委員会編、1966、25-26頁）。この意見書を読した大久保が神戸から打電し、井上は随員に加えられた（山下、2000、14-15頁）。

北京交渉に際して井上が果たした役割について、山下（2000）は、「井上毅にとって外交の初舞台であり、彼の役割は、終始文書作成を中心とする補佐役であったが、この交渉の中で井上が「第二、三、四照会を初め、重要な外交文書の多くを起草し、帰国後には復命書を代草しただけではなく、交渉の各段階で、しばしば積極的に意見を具申した」事実を挙げ、「井上の文書作成能力だけでなく、鋭い外交的センスを大久保に強く印象付け、彼がその後重要な外交問題の度に政府によって登用されるに至った決定的な契機」になったと評価する（山下、2000、45-46頁）。木野（1995）は、「司法省の七等出仕に過ぎなかった」井上の外交文書作成能力が遺憾なく発揮されたことが「日清交渉を成功に導くことを可能にしたといっても過言ではない」とまで高く評価する（木野、1995、120-123頁）。北京交渉は、井上毅にとって、「随員としての効果的な仕事を通じて固く結ばれた」関係を大久保との間に構築すると同時に、井上の能力が認められ、「明治政府の政治と外交の表舞台に登場する」「登龍門」となったのである（古城、1996、315-316頁）。外交分野において自らの能力を活かすことを希望していた井上に

とって、北京交渉に関与しえたことは望外の喜びであった。

翌1875年は、まさに井上の「内政外交ともに法制官僚としてのデヴュー期」に当たる(多田, 1991, 48頁)。「伊藤の下政体取調に従事していた」「未だ少壮の法制官僚」だった井上は、漸次立憲政体樹立の詔や大審院職制章程の起草など、「相当重要な仕事を委任」されるようになった(多田, 1991, 48頁)(稲田, 1960, 279頁)。両者の関係は、伊藤が「此時から井上を用いた」と回顧するように、この頃から深まっていった(小松, 1927, 三巻23頁)(多田, 1991, 48頁)。同年7月に伊藤を長官として法制局が設置され、井上は9月23日、法制局二等法制官に任じられる。これにより、井上は「ようやく中堅官僚に位置した」(木野, 1995, 127・461頁)(中島, 1985, 18頁)。江華島事件発生から3日後のことである。

Ⅲ. 明治政府の朝鮮政策と江華島事件

1. 明治政府の朝鮮政策

明治初年、政治の実権を握っていた大院君の方針で朝鮮側が明治新政府からの国交継続の求めを拒否したことにより、両国の国交途絶という外交問題に明治政府は直面することになった(高橋, 1996, 37頁)。これが朝鮮問題である。

この朝鮮問題をめぐり、明治政府内部で征韓論争が起こった。西郷を中心とする強硬路線派(=戦争も辞さない征韓論、使節即時派遣)と、大久保、岩倉、伊藤らの当面の戦争回避・内治優先の穏健路線派(=内治派)との間のこの激烈な政治抗争は、岩倉の策謀によって最終的に内治派が巻き返しに成功し、朝鮮使節派遣延期(対露問題の決着後の朝鮮への使節派遣)が決定され、それに抗議した西郷らが下野することで決着をみた(=明治六年政変)(高橋, 1996, 38-42頁)。この政変後、11月末に大久保が初代内務卿に就任(参議と兼任)したことにより、事実上の大久保政権が発足する(笠原, 2001, 93・95頁)。

では、大久保の朝鮮政策はどのようなものだったのか。大久保の朝鮮政策の基本方針は、西郷が辞表を提出したのと同じ日に岩倉が奏上した「意見書」に示されている(勝田, 2014, 10頁)。大久保は、第一に、明治政府発足以来の国家目標は国権回復(=不平等条約改正)だが、その目標を一朝一夕に実現することはできず、まずは「民力」を養成して国家の「実力」をつ

けることを当面の目標とすべきであることを主張する。その上で、現状に鑑み、「外事」(朝鮮使節派遣)を「軽ク」行ってはならないとする。既に決定事項である朝鮮への使節派遣の実行自体に異論はないが、派遣に当たり「緩急順序」を明確にする必要がある。特に朝鮮が日本に「禮」を加えない可能性が高い現状の使節派遣は「戦ヲ決スル」ことであり「軍国ノ大事」となるため、熟慮深謀が必要である。もし万が一開戦する場合には、「基ヲ固クシ備ヲ」しなければならない(日本史籍協會, 1928, 53-64頁)。つまり大久保は、既に決定された朝鮮使節派遣自体は否定しないが、現状での軽率な使節派遣は対外戦争に直結する危険性があり、国家富強実現のための民力養成を阻害する対外戦争は避けるべきであるとして明確に戦争回避を主張しているのである(勝田, 2014, 10-12頁)。ここから、大久保ら内治派を含め「明治政府の朝鮮政策は当初より膨張主義的なもの」であり、強硬路線派も内治派も「日本の海外への膨張自体には賛成」であったし、両者の違いはその「戦術」だけだった事実が浮かび上がる(高橋, 1996, 37頁)。大久保にとって、当面は富国強兵のための内治優先・戦争回避の時期であり、朝鮮侵出は目下の目標ではなく、将来的射程に属する問題だったのである。

江華島事件が契機となり、明治政府が「強硬路線の採用、征韓の決断」をして穏健路線を一転させたとする見解がある(高橋, 1996, 85頁)。しかし、国家富強のための民力養成、そのための戦争回避・外交での穏健路線という大久保の基本的な政治姿勢は、江華島事件発生によっても変更されることなく維持された。

実際、1874年1月に三条が示した見込書「魯国及朝鮮江使節ヲ派遣スルノ順序」の中に強硬路線と客観的に理解される主張が含まれていたことに対し(勝田, 2014, 12頁)、大久保は、現状での使節派遣は軍事行動・開戦に直結するため、遣使の際には開戦の決意が必要なのに三条の見込書は「少シク曖昧ノ御容子」だと強く非難し(日本史籍協會編, 1927, 235頁)、岩倉、木戸ら他の政府首脳も否定的な反応を示した。加えて、1875年2月から江華島事件発生直前の8月まで行われた日朝間交渉(=森山第二次交渉)においても、明治政府は、森山茂外務小丞の要請に応じて雲揚艦(7月1日に長崎に帰港)を含む軍艦2隻の派遣を認めるなど強硬な交渉戦術を用いてはいるものの、交渉方針は一貫して「温和的・妥協的」な穏健路線に立ち、「平和的解決をもとめる」という基本線を変えなかった

(高橋, 1996, 69-70頁). 実際, 森山第二次交渉決裂後も, 明治政府は, 清国や朝鮮に対し, 積極的ないし強硬な態度を示していない(高橋, 1996, 80-81頁). こうした背景には, この当時の政府の主な関心が大阪会議後の政局の打開・立憲制度導入という内政問題に移っており, 台湾出兵によって国内の不平士族の不満もガス抜きされた結果の, 朝鮮問題への関心の低下があった(高橋, 1996, 65-66頁).

2. 井上毅の朝鮮政策

戦争回避を軸とする政府の朝鮮政策に対し, 井上自身は, 「機会の許す限り即時出兵を主張する征韓論者」・「積極的な武力出兵論者」であった(多田, 1991, 65頁)(中島, 1985, 19頁). この点は, 江華島事件発生後に井上が大久保と伊藤に提出した朝鮮政策意見案「明治八年朝鮮事起此書上大久保伊藤両公」から明らかである(井上毅傳記編纂委員会, 1966, 57頁).

この意見書の中で, 井上は「百度未タ緒ニ就カズ会計方ニ窮ラ告ク此ノ時ニ當リ翼ヲ取メテ自ラ守ル是レヲ上策トス」と述べ, 「当時の政治状況, とくに困難な財政事情を念頭にして政治指導者が決断」・行動すべきであるとの原則を示している(中島, 1985, 19頁). しかし, 政府の対応によっては上策が下策になることもあり得ると警告し, それは『ひとえに政治指導層が「一国民心ノ嚮フ所ト庶堂運用ノ力」を顧みることにかかっている』(多田, 1991, 64頁). そもそも専制政治の目的は「人心ヲ収攬」することであり, 人心収攬のための「術ハ進テ取ル」べきである. 今ここで「上策ニ出テシムルモ, 安ソ数月ノ後, 人心潰裂シ, 大勢一タヒ去リ, 庶堂諸賢, 顧眄低回シテ而シテ前日ヲ追悔スルノ時」が来るかもしれない. 「上策固ヨリ良シ」とするが, 「今日ニ在テハ, 過テ高上ナルヲ如何セン」. この部分を, 多田(1991)は「政府の善後方策について楽観的」な見解を井上が示したとしているが(多田, 1991, 65頁), ここはむしろ政府の朝鮮政策の基本方針をあえて否定せず, 「固ヨリ良シ」として, この意見書の提出先だった大久保と伊藤に対し, 井上なりに付度をしたとも考えられる. その上で, 井上は最後に, 「遠征ニ付テハ, 要スルニ会計ノ一疑案アルニ止マル而已, 此案甚タシ易キナリ, 此ニ敢テ言ハズ 清ノ太祖ノ朝鮮ヲ伐ツニ, 三月ニシテ平ク, 今マ一萬ノ兵ヲ用ヒ六月ニシテ師ヲ旋スベキナリ」という積極的な出兵論を自らの結論として表明している.

3. 江華島事件の発生

江華島事件は, 雲揚艦による挑発行為によって1875年9月20日に発生した, 日本と朝鮮との武力衝突事件である. 海路研究の指令を受けて9月12日に長崎を出港した雲揚艦は, 20日に「測量」などを理由に江華島に接近上陸を試みたが, 朝鮮側から「発砲」・砲撃され, 翌21日・22日に朝鮮側への報復攻撃を行い, 戦利品を得て28日に長崎へ帰還した(勝田, 2014, 25頁)(永島, 2016, 30頁). 長崎に帰還した日に, 雲揚艦艦長井上良馨は川村純義海軍大輔へ電信記録で政府に事件発生第一報を送っている(国立公文書館アジア歴史資料センター).

この事件は, 木戸が「我より求め候次第」と述べているように, 雲揚艦(日本側)による恣意的な挑発の結果として発生したことは間違いない(日本史籍協會編, 1971, 119-120頁). しかし, 大久保ら明治政府首脳部が事件を企図したわけではなく, 事件前後の日朝関係や現場の外務省官員の焦り, 「いずれは朝鮮に着手をとという政府の意向」を海軍が付度し, その海軍の付度に, 征韓論を主張していた井上艦長が積極的に反応した結果が事件発生につながったとされる(久保, 1998, 33頁).

ともあれ, 江華島事件の発生は, 三条が書簡で述べているように「意外之事」であった. 明治政府による場当たりの事件への対応には, 予想外の事件への動揺が表れている(日本史籍協會編, 1969, 372頁). この政府の動揺は, 10月3日の外国公使に向けた「江華島事件ニ関シ報知ノ件」の中で, 雲揚艦が江華島付近を航行していた理由を, 国際法に抵触しかねない「測量」と明記している点からもうかがえる(金正明編, 1966, 10頁). なお, この文言は, 雲揚艦艦長井上による事件の報告書(10月8日提出)で「良水ヲ請求」に修正され(金正明編, 1966, 23頁), 9月28日の電信記録も, 江華島上陸の目的が測量とされたのは誤解で, 給水が本来の目的だった旨を記載した付箋で修正された(国立公文書館アジア歴史資料センター).

4. 江華島事件の善後処理の経過

江華島事件発生から日朝修好条規締結までの経緯は, 概ね以下の通りである.

江華島事件の善後処理を担った中心人物が大久保と伊藤だったことは, 当時の資料から明らかである. その伊藤と井上, ボアソナードで組織された調査委員会の具体的な活動期間は, 委員会が組織されたと推定さ

年	月	日	出来事	
1875	9	28	政府へ事件発生の第一報到来	
		10	3	・事件に関する天皇の勅語 ・外国公使へ事件を報知
			5	木戸、朝鮮使節派遣に関する意見書提出
		27	江華島事件について朝鮮への問罪を閣議で決議	
	11	1	1	・朝鮮と清国への使節派遣を閣議で「粗決議」 ・伊藤、井上、ポアソナードで調査委員会を組織
			7	・伊藤、木戸、大久保、山県による評議 ・ポアソナード「朝鮮ノ事件ニツキ覚書」
		9	ポアソナード「朝鮮事件ニツキ第二ノ覚書」(9日付)	
		10	森有礼を清国への特命全権公使に任命	
		11	ポアソナード「朝鮮国及支那ニ対スル通告ノ件」(=ポアソナード「覚」)	
		20	20	清国特命全権公使森有礼への訓條(1月～2月に談判)
				伊藤、「内論・訓條」作成中(11月下旬)
		29	ポアソナード「朝鮮ノコトニツキ第三ノ覚書」	
		12	5	伊藤、大久保に内論提出
			7	黒田清隆を朝鮮特命全権弁理大臣に任命
	9		9	・黒田清隆に朝鮮特命全権弁理大臣の辞令 ・英露伊米公使に朝鮮使節派遣を通知
			10	大久保、伊藤に地方官内論作成を依頼
	13		13	・地方官内論を發する ・独仏墺公使に朝鮮使節派遣を通知
			22	朝鮮政府の外交文書受理方針が伝えられる
	27		27	・井上馨を朝鮮特命副全権弁理大臣に任命 ・黒田に訓條・内論が渡される
			28	内論に関して三条より黒田へ達書
1876	1	6	黒田、朝鮮へ出発	
		27	日朝修好条規締結	

れる11月1日から黒田が渡韓する1月上旬までということになる。後述する訓條・内論については、11月から12月上旬にかけて起案・起草、修正が行われたであ

ろうことが、木戸に宛てた11月下旬の伊藤書簡と大久保書簡、及び伊藤に宛てた12月上旬の大久保書簡などから明らかになる。井上の遺した文書の「明治八年冬」・「明治八年十二月」という日付や、ポアソナードが11月中旬・下旬に覚書を提出している点も、その事実を補足するものとなろう。

なお、事件発生の一報に最も俊敏に反応したのは木戸で、事件の善後処理のために自らを使節として派遣するよう大久保と伊藤の説得に努め、10月5日には意見書を提出している(日本史籍協會編、1933、239-240頁)(勝田、2014、26頁)。この意見書は井上が起草し、「参議木戸孝允乞朝鮮派遣使臣建議案」として梧陰文庫に全文自筆の原稿が収録されているが(井上毅傳記編纂委員会、1977、60-61頁)、起草の経緯については不明である。

当初の困惑を過ぎ、政府はポアソナードの覚書などを参考に江華島事件の善後処理への対処方針を検討し、10月27日の閣議で「朝鮮事件ニ付雲揚艦江暴挙ノ義」について「不問ニ置ク可ラストノ論ニ相決」し、続く11月1日の閣議で「朝鮮使節支那江人員派遣ノ御評議粗決議」された(日本史籍協會編、1927、445・447頁)。この時点で朝鮮へ木戸を、清国へ森有礼を派遣することが内定していたが、木戸は病気の悪化のために渡韓が不可能となり、12月7日、代わりに黒田清隆を朝鮮特命全権弁理大臣として朝鮮に派遣することが決まった(日本史籍協會編、1933、269-270頁)。政府首脳部間での様々な話し合いを重ねながら、1876(明治9)年1月6日、黒田は朝鮮へ出発し、2月に日朝修好条規が締結されることになる。

IV. 江華島事件善後処理への井上毅の係わり：訓條と内論の比較を通して

ここから、井上が作成した文書が訓條と内論それぞれの完成版にどの程度反映されたのかを、原案と完成版とを比較することによって明らかにしていく。訓條は江華島事件の善後処理についての基本方針を示した公式の通告文書であり、内論は実際の交渉において想定される朝鮮側の態度を3種類に分け、それぞれの場合への黒田使節団の対応策が示されている。訓條と内論は、いわば、江華島事件決着のための戦略と戦術とを示すものであり、江華島事件の善後処理の明治政府の基本姿勢が明らかにされた重要な文書なのである。朝鮮問題という大きな外交問題への基本方針を示す文

書の作成に井上が具体的にどのように関わったのかということ明らかにすることにより、善後処理全体における井上の役割と、その役割の重要度が実際にどの程度であったのかが一定程度明らかになろう。なお、井上が作成した文書として、『井上毅傳 史料篇第一』と『井上毅傳 史料篇第六』とに、「参議木戸孝允乞朝鮮派遣使臣建議案」と「朝鮮政策意見」を含む全10点が残されている。

この当時、井上は法制局二等法制官という中堅官僚で、朝鮮政策については積極的な出兵論者である。伊藤は、参議兼工部卿で法制局長官も務め、内政外交両面において大久保の右腕ともいえる存在であり、戦争回避・内治優先論の漸進主義者である。江華島事件の善後処理においても大久保・木戸と綿密に連携し、いわば、この調査委員会において政府方針を代弁する立場にあったといえよう。政府の法律顧問ボアソナードは、大久保・伊藤・井上3人と面識があり、江華島事件の善後処理について伊藤ら政府の諮問に答える立場にあり、年表にある4つの意見書を通して善後処理の方策決定に大きな影響を及ぼした。しかし、外国人顧問による答議は質疑者の「半ば誘導的な問いにその制約を受けている可能性」が高く、質疑者の意図に大いに左右されるものでもあった(多田, 1991, 57頁)。

なお、訓條と内論の原案と完成版との比較に際し、それらの原文を本稿の後ろに資料としてまとめて掲載した。適宜参照されたい。

1. 特命全権弁理大臣黒田清隆への訓條

この訓條の原案は、伊藤が起草・起案した「朝鮮政府ト新ニ締約スヘキ交際条規及貿易条款ノ大意」(以下、伊藤版大意)である。『井上毅傳 史料篇第六』に残されている、伊藤版大意と同一の題名が付された文書では、伊藤自身が伊藤版大意に加えた修正・削除を反映したものを原文とし、それに井上が修正を加えていることから、伊藤が訓條の起草者であることが分かる。伊藤版大意への井上の修正は、微細な文言の修正・削除に留まっており、かつこれらの修正は完成版の訓條(以下、完成版訓條)には反映されていない。そのため本稿では、資料として伊藤版大意と完成版訓條のみを掲載し、伊藤版大意への井上の修正は、伊藤版大意に付記するのみとする。この伊藤版大意は、最終的に完成版訓條第7款の「完結スヘシ」[左ノ条件]、つまり実際に条約を結ぶ際の条件案の中に組み込まれ、完成版訓條の一部となった(外務省編纂, 1969,

145-147頁)。

なお、朝鮮使節と、清国に朝鮮への使節派遣を通告する公使とに与える訓條の留意点を説明したボアソナードによる「朝鮮及支那ニ対スル通告ノ件」(以下、ボアソナード「覚」)⁽¹⁾では、朝鮮に対し江華島事件への賠償と国交樹立を同時に要求するべきとしながら、「初メニ償補ヲ得ル事、次ニ将来ノ交際ヲ調フル事」とあるように(伊藤博文文書研究会, 2007, 282頁)、江華島事件に対する賠償を第一とする。それに対し、伊藤版大意では「和約ヲ結フ事ヲ主」として国交樹立を優先させる姿勢が示されている(外務省編纂, 1969, 146頁)。

2. 特命全権弁理大臣黒田清隆への内論

内論の原案は、詳細な経緯は不明だが、当初井上が黒田弁理大臣訓條案(以下、井上案)(井上毅傳記編纂委員会編, 1977, 62-64頁)として起草していた文書と、ボアソナード「覚」に付随する内論案(以下、ボアソナード案)(伊藤博文文書研究会, 2007, 291-294頁)⁽²⁾である。井上案とボアソナード案の記載内容はほぼ同一であり、多田が指摘するように、その一部は「ほぼ完全に一致」している(多田, 1991, 56頁)。井上はこのボアソナード案を参照して自身の文書(=井上案)を起草又は修正したと考えられる。そのため、本稿では、井上案とボアソナード案とを一体のものとして捉えてボアソナード案を資料として掲載せず、主に井上案と完成版内論との比較に焦点を当てる。

まず、文言の違いはあるものの、使節団に対する朝鮮政府の対応を、第一に使節を凌辱し、又は使節を認めずに暴挙に出る、第二に使節への対応をしない、暴挙も加えられないが日本からの文書も受け取らない、そして第三に清国からの命がなければ日本と新たに条約を結ぶか否か答えられないとして「遷延ノ計ヲ為ス」という3種類に分ける点は共通である。

第一の場合、井上案とボアソナード案では「臨機ノ処置」を行うとし、第二の場合には使節護衛兵を江華城に迫らせ、使節は「直チニ王城ニ進ムベシ」として、断固とした強硬措置を執る方針が記載されている。井上案には、削除されたものの、当初、第一第二の場合には「戦機已ニ発セリトス」・「急ニ対馬駐留ノ兵隊ニ飛牒シ策応ニ備ヘシムベシ」という戦術レベルの記載もあった。一方、完成版内論では、第一の場合については適切に自らを防御しつつ対馬に引揚げて状況を政府に報告し再命を待つこと、第二の場合には和平を主

とする日本側の意向を認めない朝鮮側を非難し、「別ニ処分」をする旨の文書を朝鮮側に投じた上で政府に報告することとなっており、「武力行使の断行」を記した井上とポアソナードの案は削除され、即断的な武力行使を回避した文書に代えられている（多田，1991，55頁）。

第三の場合については、3つの文書に若干の文言の違いが散見されるのみで、井上案・ポアソナード案がほぼそのまま採用されている。そこでは、朝鮮政府が「遷延ノ計」を採る場合、江華島事件の弁償と「将来ノ新約」の問題を「支那ニ經由スルノ理ナシ」として、日本は直ちに朝鮮政府に対し要求するべきであること、もし朝鮮政府がその要求に応じない態度をとる場合には京城に軍隊を駐留させ、江華城を占拠して強圧的態度を示すべきであること、「新約」の具体的内容について「両国ノ幸福ナル和好ヲ重スルカ為」，「必要ナラサル部分」は妥協してもよいが、釜山及び江華港口の開港、朝鮮海航行の自由、江華島事件の謝罪の3項目は必ず最低限朝鮮政府に認めさせること、もし交渉が行き詰った場合には「決絶ノ一書」をもって使節は帰還することが記されている。井上案では、日本側からの要求が認められない場合には「戦ヲ以テ」状況打開をはかるべきとの記載（後に削除）もあった。完成版内論では、この部分のみ、強硬策が唐突に示されているようにも見える。

しかし訓條の内容を鑑みれば、明治政府がここで唐突に強硬姿勢に転じたわけではないことが明らかになる。訓條では、使節派遣の主目的をあくまでも「和約ヲ結ブ事」とし、朝鮮政府が日本との国交樹立を認め貿易をするのであれば、それを「雲揚艦ノ賠償」とみなすことも明記されており、「江華島事件問題は国交と通商を獲得するための交渉手段」となっている（勝田，2014，33頁）。もし朝鮮政府が国交樹立を望まず、再び暴挙を行い明治政府の体面を傷つける場合には「臨機ノ処分」に出ることもありうるが、訓條に記されているが、完成版内論ではその「臨機ノ処分」について、相当の防御をして一旦対馬へ引揚げ、政府に状況を報告することと定めており、防禦の範囲内での「処分」にとどまっている（勝田，2014，33頁）。加えて、「朝鮮人慣用スル所ノ…遷延ノ手段ノ為ニ悞ラルル事勿レ」とあることから、現地の状況によって「臨機取捨」の権限を使節が有しているとの一文が完成版内論にあるとはいえ、即時の開戦や軽々な軍事行動は否定されている。釜山や江華島付近の開港、朝鮮海航行の

自由、江華島事件の謝罪の3項目は完成版訓條・完成版内論において「完結スヘシ」条件・「我が初議ヲ執ルヲ要」する事項となっているものの、これらが受け入れられない場合の対処については「別ニ処分アルヘシ」との「一書ヲ投シ」ることとあるのみである。なお、訓條での江華島事件の「賠償」が、完成版内論で「謝辞」にすり替えられた背景には、征韓派士族への対策があったとされる（勝田，2014，34頁）。

井上案・ポアソナード案と完成版内論とを比較すると、前者にあった即断的な武力行使に関連する記述は、後者で削除されるか、又は訓條に記載されている内容を加味して理解することによってその武断性が捨象されていることが明らかになる。即時の武力行使につながりかねない部分を訓條と内論からそぎ落とした人物は、やはり伊藤博文だろう。

完成版訓條と完成版内論の作成について、伊藤は、11月30日の木戸宛書簡の中で「禍福之機を相定候場合に御坐候故成丈け細に取極置度、兩三日来専意取掛罷在候。出来次第煩御一覽可申」と述べ（木戸孝允関係文書研究会編，2005，288頁）、目下作成中であり、できあがり次第第一覧してほしい旨を報告している。また、大久保も同日付の木戸宛書簡の中で、伊藤に依頼していた訓條が「明日中ニハ出来上」るため、木戸に一覧するよう求めている（日本史籍協會編，1928，523頁）。木戸は、同日中に伊藤へ「精々微細ニ相成出発前厚ク御評決ニ相成居候事肝要」と返信し、12月2日に伊藤が木戸を訪問し、「訓條等ノ義」を相談している（日本史籍協會編，1933，267頁）（勝田，2014，45頁）。12月5日には内論も大久保に提出され、「猶熟覽」する旨が伊藤へ伝えられている（伊藤博文関係文書研究会編，1975，232頁）。つまり伊藤を中心に井上・ポアソナードが共に訓條と内論などを作成し、それを大久保・木戸が閲覽して意見を述べ、さらに伊藤が大久保・木戸の意向を反映して修正を加えて訓條と内論を完成させたということになる。訓條と内論が決定されたのは12月上旬で、黒田に渡されたのは12月27日とされている（勝田，2014，32頁）。その翌日の12月28日付で三条から黒田へ達書が出され、内論に挙げられた3つの要求のうち、「釜山ノ外江華港口貿易ノ地ヲ定ム」ことと「朝鮮海航行ノ自由」について使節団に「時限緩急決定ノ権」を委任することが明らかにされており（金正明編，1966，63頁）、内容を決定した後もなお、伊藤、大久保、木戸らがこの2つの文書について熟議したことがうかがえる。

V. 終わりに：江華島事件で井上毅が果たした役割の実態

井上毅研究では、井上が江華島事件の善後処理に関する重要な外交文書を「起草」した点について（長谷川、2000、59頁）、こうした大任が井上に任されたこと、井上案の完成版内論への影響や井上版大意が完成版訓條に組み込まれたこと、さらに井上が作成した文書の中で提示されていた「朝鮮政府への要求事項の全てが、その後の日鮮修好条規やその附録の中で実現を見た」ことを根拠に、井上の「能力」や「井上の論理が政府指導層に高く評価された」証左であると、この事件における井上の役割の重要性を指摘する（中島、1985、18頁）（多田、1991、53頁・69-70頁）。「毅の方針で交渉が進められ」、日朝修好条規締結に至ったとする論もある（井上、2019、555頁）。

しかし、多田（1991）本人が指摘するように、これら外交文書は、「①政府→②調査委員会（問議・井上毅→答議・ポアソナド→文書の起草・井上毅）→③政府（政策決定）」という明治初期における明治政府の対外政策決定の特異な起草過程を経て作成されている（多田、1991、64頁）。完成版訓條の一部となった大意の起草者は伊藤であり、訓條と内論を完成させたのも、大久保・木戸の意向を直接確認することができた伊藤だとするのが自然である。この点は、これらの文書から積極的な武力行使につながる内容を削除し、戦争回避という政府の基本方針を貫いていることから容易に推測される。

井上は、文書の起草・修正という点において確かに江華島事件の善後処理に関与した。しかし、政府の基本方針とは異なる積極的武力出兵論者だった井上の論理がそのまま外交文書に反映されたわけではなく、むしろ武力行使に関わる部分は最終的に削除されている。訓條と内論に反映された部分は、政府の善後処理の方策と合致したために結果的に採用されたのであり、この事件において彼が作成した文書から「彼独自の政治・外交思想を読み取る」ことは、上記の文書作成過程がある以上、「いたく困難」なのである（多田、1991、63-64頁）。つまり井上は、善後処理の縁の下での力持ちとして大きく貢献はしたものの、「起草者」というより、北京交渉の時と同様、文書作成という補助役という立場にあったとするのが妥当である。政府が必要としたのは井上の「論理」ではなく文書作成「能力」であり、その能力も、政府の基本方針と合致する

範囲内でのみ発揮できたに過ぎない。もちろん、中堅官僚の1人に過ぎず、戦争回避という政府の基本方針に真っ向から対抗する意見を有していた井上が、明治政府が直面した重大な外交問題の解決に係わる文書を作成する委員会の一員に選ばれたこと自体、彼の文書作成能力が大久保ら政府中枢に高く評価されていたことの証左ではある。しかし、調査委員会における文書作成の主導権はあくまでも伊藤にあり、成案に至る過程には大久保や木戸の意向が強く反映していたというのが実態なのであり、一中堅官僚に過ぎなかった当時の井上の姿は、『井上の有能と活躍した範囲の広さから、井上があたかも明治政府の「黒幕」とか「明治国家の設計者』とする後世の極端な井上毅理解とは全く程遠いものだったのである（柴田、2006、90頁）（多田、1991、64頁）。

資料

（文章中で線を引いている部分は削除を、四角で囲った部分は修正を意味する）

【伊藤版大意】（伊藤博文文書研究会、2007、77-78頁）

- 一 我日本国ト朝鮮国ト永久ノ親睦ヲ盟約シ彼我対当ノ禮ヲ以テ交接スヘシ
 - 一 両国臣民ハ両政府ノ定メタル場所ニ於テ貿易スルコトヲ得ヘシ
 - 一 朝鮮国政府ハ*****（削除部分判読不可）釜山【ニ於テ彼我人民】（削除部分判読不可）自由ニ商業ヲ営マシムヘシ且江華府又ハ都府近方ニ於テ運輸便宜ノ場所ヲ選ビ日本臣民居住貿易ノ地ト為スベシ（→井上は、「又ハ都府近方ニ於テ」を削除）
 - 一 都府ト釜山又ハ他ノ日本臣民貿易場トノ間ニ日本人往来ノ自由ヲ許シ朝鮮政府相当ノ扶助ヲ加フヘシ
 - 一 日本軍艦又ハ商売船ヲ以テ朝鮮海何レノ所ニテモ航海測量スルコトヲ得ベシ
 - 一 彼我ノ漂民ヲ扶助護還スル【ノ方法ヲ定ム】
 - 一 彼我ノ親睦ヲ保存スル為ニ両国ノ都府ニ互ニ使臣ヲ在留セシメ其使臣ハ礼曹判書ト対等ノ礼ヲ執ルベシ（→井上は、「其」を「我」に修正）
 - 一 彼我人民ノ紛争ヲ防ク為ニ貿易ノ地ニ領事官ヲ置キ貿易ノ臣民ヲ管理ス
- 以上諸款ノ内時宜ニ応シ其一二必要ナラザル件ヲ省略スルコトヲ得ベシ

【完成版訓條】（外務省編纂、1969、145-146頁）

- 一 我カ政府ハ専ラ朝鮮国ト旧交ヲ続キ和親ヲ敦クセ

ン事ヲ望ヲ以テ主旨トセルカ為ニ朝鮮ノ我カ書ヲ斥ケ我理事官ヲ接セサルニ関ラズ仍ホ平和ヲ以テ良好ナル結局ヲ得ン事ヲ期シタルニ何ソ料ン俄カニ雲揚艦砲撃ノ事アルニ逢ヘリ右ノ暴害ハ当時相当ナル防戦ヲ為シタリト云ヘトモ然レトモ我カ国旗ノ受タル汚辱ハ必ズ相当ナル賠償ヲ求ムヘシ

一 然レトモ朝鮮政府ハ未タ顯ハニ相絶ツノ言ヲ吐カス而シテ我カ人民ノ釜山ニ至ル者ヲ待遇スル事旧時ニ異ナル事ナシ又其砲撃ハ果シテ彼ノ政府ノ命若クハ意ニ出タル歟或ハ地方官弁ノ擅興ニ出タル歟モ未タ知ルヘカラサルヲ以テ我カ政府ハ敢テ親交全ク絶ヘタリト看做サス

一 故ニ我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ今全權使節タル者ハ和約ヲ結フ事ヲ主トシ彼能我カ和好ヲ修メ貿易ヲ廣ムルノ求ニ順フトキハ即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スル事使臣ノ委任ニ在リ

一 右兩個ノ成效ハ必ズ相連貫シテ結局スヘシ而シテ鈐印ハ兩案同時ニ於テスト云トモ和約條款ノ文案ヲ求メテ叶議ニ至ル事ハ必ズ雲揚艦ノ事結案承諾ノ前ニ在ルヘシ

一 雲揚艦ノ砲撃ハ果シテ朝鮮政府ノ意若クハ命ニ出タル歟我要求ハ尤モ大ニシテ且急ナルヘシ或ハ其地方官弁ノ擅興ニ出タル歟朝鮮政府亦其責ニ任セサル事ヲ得サルヘシ

一 雲揚艦ノ事ニ付若シ朝鮮政府其責ニ任シ我レト旧交ヲ続クノ誠意ヲ表セズ却テ再ヒ暴挙ヲ行ヒ我政府ノ榮威ヲ汚サントスルニ至テハ臨機ノ処分ニ出ル事使臣ノ委任ニアリ要スルニ朝鮮人慣用スル所ノ依違遷延ノ手段ノ為ニ悞ラルル事勿レ

一 和交果シテ成ルニ至テハ徳川氏ノ旧例ニ拘ル事無ク更ニ一歩ヲ進メ左ノ條件ヲ完結スヘシ（以下は上記伊藤版大意と同内容のため省略）

【井上案】（井上毅傳記編纂委員会，1977，62-64頁）

一 朝鮮人，我カ求望ニ応スルノ接待ヲ為ス事ヲ除クノ外ハ，左ノ三ツノ所作ニ出ザルベシ

第一

使節ニ対シ，凌辱ヲ加フ，或ハ使節ヲ認メズシテ，暴挙ヲ行ヒ，或ハ使節ヲ認ムルノ後，禮ヲ以テ接セズ，或ハ之ヲ接スルノ後，我カ使言「必要ナル求望」ヲ拒ム

第二

使節ヲ接セズ，又暴挙ヲ行ハズ，書ヲ投ズレトモ答ヘズ，野ヲ清メ，門ヲ鎖シテ，我カ為ル所ニ任ス

第三

江華ノ暴挙ハ之ヲ士兵ノ罪ニ歸シ，和交ノ望ミ「求」ハ之ヲ支那ノ命ヲ受ケザレハ，答ヘ難キニ托シ，巧ミニ遷延ノ計ヲ為ス

一 右第一ノ所作ニ応スルニハ，我レ之ヲ責ムルニ十分ノ辞アリ，我カ臨機ニ処置ヲ行フ，尤モ易シ「カ」ルベシ」第二ノ所為ニ出ル時ハ，先ツ使節護衛兵ヲ以テ，江華城ニ逼リ，江華ノ官弁ヲ要シテ，使節ヲ導行セシメ，直チニ王城ニ進ムベシ，但シ第一第二ノ場合ニ於テハ動機已ニ發セリトス，急ニ對馬駐留ノ兵隊ニ飛牒シ策応ニ備ヘシムベシ

一 第三ノ場合ニ於テハ，左ノ趣旨ヲ以テ詰責スベシ

一 兩國ノ旧交ハ，未タ會テ支那ノ仲介ニ由ラズ

一 昨年東萊府使朴ヨリ，森山ニ向テ外務卿ノ書ヲ接スベキノ約ヲ為シタルハ，支那ノ許可ヲ經タル歟，今年又前約ニ違フタルモ亦支那ノ許可ヲ經タル歟，江華島ノ事ハ又「亦」支那ノ許可ヲ經タル歟，以上諸件已ニ支那ノ意ニ出ルニ非ルトキハ，江華暴挙ノ弁償ト，将来ノ新約トハ，俄カニ支那ニ經由スルノ理ナシ，我日本ハ必ズ直チニ之ヲ朝鮮政府ニ向テ要求スベシ

一 若シ朝鮮政府ハ必ズ支那ニ問テ，後ニ我カ求メニ応セントナラバ，其往復ノ時間ハ^{大約百三十日}我カ兵隊ヲ京城ニ屯駐セシメ，而シテ彼レノ餉給ヲ要シ，又江華城ヲ略「占」有シテ，公法ノ所謂強償ノ方法ヲ行フベキトノ難問ヲ發スベシ

一 以上諸件，共ニ臨機「時ノ処分」ニ任スト云ドモ，其「彼レ」ノ情状ハ已ニ瞭察スベキノ時ニ於テハ，先以テ使船ヲ發シ，對馬ヨリ奏報セシム「ス」ベシ

一 彼レヨリ顯ハナル兵端「暴挙」ヲ開カ「行ハ」ズト云エドモ，其非「詭」ヲ巧ミニシテ以テ我カ「巧飾ヲシ」若クハ主張シテ我カ必要ナル求望ニ応セズザルニ至ルトキハ，使節ハ兩國和好ノ望ミ，已ニ断ヘタ使事成ラザルヲ以テ，我カ政府ハ「ハ別ニ」処分ヲ請フ「アル」ベシトノ意ヲ以テ，決絶ノ一書ヲ投シ，事體ヲ具狀シ，後，速ニ帰航シテ，命ヲ待ツベシ

一 我カ朝鮮政府ニ要求ス「ム」ル所ノ件ニハ「付キ」其必要ナラザル部分ハ，兩國ノ夫幸福ナル和好ヲ重スルカ為ニハ臨機酌宜シテ我カ意ヲ降シ，彼レノ言ヲ申フルコトヲ得ベシト云ドモ，左ノ數項ハ必ズ我カ初議ヲ執リ若シ叶熟ニ至ラザレハ，已ムコトヲ得ズシテ，戦ヲ以テ之ヲ要スヘシ

一 貿易ノ自由

二 釜山ノ外，江華港口ヲ開ク若クハ他ノ所ニ於テ

貿易ノ地ヲ定ム

- 三 朝鮮海航行自由
- 四 江華事件ノ謝辞

【完成版内論】（外務省編纂，1969，147-148頁）

一 朝鮮人我カ求望ニ応スルノ接待ヲ為ス事ヲ除クノ外ハ左ノ三ツノ所作ニ出ルニ過キザルヘシ

第一

使節ニ対シ凌辱ヲ加ヘ或ハ使節ヲ認メズシテ暴挙ヲ行フ

第二

使節ヲ接セス又暴挙ヲ行ハズ書ヲ投ズレトモ答ヘス

第三

新約ヲ求メハ支那ノ命ヲ受ケサレハ答ヘ難シト云ニ托シ又ハ他ノ辭柄ヲ設ケ巧ミニ遷延ノ計ヲ為ス

一 右第一ノ所為ニ出ルトキハ相当ノ防禦ヲナシ一旦對馬マテ引揚ケ速ニ使船ヲ以テ實地ノ情状ヲ奏報シ再命ヲ待ツヘシ第二ノ所為ニ出ル時ハ我ノ隣誼ヲ重ンシ和平ヲ主トスルノ好意ヲ認メサルノ罪ヲ責メ我政府別ニ処分アルベシトノ旨趣ヲ以テ彼ニ一書ヲ投シ速ニ其旨ヲ奏報シ後命ヲ待ツヘシ第三ノ場合ニ於テハ左ノ旨趣ヲ以テ詰責スヘシ

一 兩國ノ旧交ハ未タ會テ支那ノ仲介ニ由ラズ

一 昨年東萊府使朴ヨリ森山ニ向テ外務卿ノ書ヲ接スベキノ約ヲ為シタルハ支那ノ許可ヲ經タルカ今年又前約ヲ違ヘタルモ支那ノ許可ヲ經タル歟江華島ノ事ハ亦支那ノ許可ヲ經タルカ以上諸件ニ支那ノ意ニ出ルニ非ルトキハ江華暴挙ノ弁償ト将来ノ新約トハ俄カニ支那ニ經由スルノ理ナシ我カ日本ハ必ス直チニ之ヲ朝鮮政府ニ向テ要求スヘシ

一 若シ朝鮮政府ハ必ス支那ニ問テ後ニ我カ求メニ応セントナラバ其往復ノ時間ハ我カ兵隊ヲ京城ニ屯駐セシメ而シテ彼ノ餉給ヲ要シ又江華城ヲ占有シテ公法ノ所謂強償ノ方法ヲ行フベシトノ難題ヲ發スヘシ

一 以上諸件ハ豫書スル所ト云ヘトモ實地ノ景況ニヨリテハ臨機取捨スルハ使臣ノ權内ニアルヘシ

一 我カ朝鮮政府ニ求ムル所ノ件々ニ付其必要ナラサル部分ハ兩國ノ幸福ナル和好ヲ重スルカ為ニハ臨機酌宜シテ我カ意ヲ降シ彼レノ言ヲ申フル事ヲ得ヘシト云トモ左ノ數項ハ必ス我カ初議ヲ執ルヲ要スヘシ

一 釜山ノ外江華港口貿易ノ地ヲ定ム

一 朝鮮海航行ノ自由

一 江華事件ノ謝辞

一 彼レ其説ヲ主張シ若クハ虚飾シテ到底我カ必要ナ

ル求望ニ応セサルニ至ルトキハ縱令ヒ顯ハナル暴挙ト凌辱トヲ行ハスト雖トモ使節ハ兩國和好ノ望ミ已ニ斷ヘ我カ政府ハ別ニ処分アルヘシトノ旨趣ヲ以テ決絶ノ一書ヲ投シ速ニ帰航シテ後命ヲ俟チ以テ使節ノ體面ヲ全フスヘシ

注

(1) この文書は『伊藤博文関係文書 第1巻』で「覚」として所収されているため、本稿ではポアソナード「覚」と呼ぶ。この文書には「1875年9月11日」との日付の記載があるが、これは誤記と推測される（なお、『日韓外交資料集成』では「9月31日」と記載されているが、『伊藤博文文書』の影印本では「9月11日」と記載されている）。その理由は、その時点で朝鮮や清国への使節派遣は決定されておらず、文書中の「訓條ヲ何様ニ起草スベキノ顧問ヲ受ケタルニ就キ」という文言と矛盾するためである。むしろこの文書は、使節派遣がほぼ決定し、具体的な訓條の起草段階で初めて質疑されるべき問いへの答議である。この文書は実際には「11月11日付」であると考えるのが自然であろう（久保，1998，38頁）。

(2) 本稿でポアソナード案と呼ぶ文書の作成者が、実際はポアソナードではなく伊藤だとする見解がある。久保（1998）は、ポアソナード「覚」や「朝鮮ノコトニツキ第三ノ覚書」（11月29日付）を参考に伊藤がこの文書を作成したとする（久保，1998，38頁）。しかし、このポアソナード案の作成者を伊藤とした場合、完成版内論と比較すると記載内容の乖離が大きく、戦争回避という政府・伊藤の基本方針と一致しない。本稿では、ポアソナード案の前にあるポアソナード「覚」の中に、この「覚」が「何様ニ起草スベキノ顧問ヲ」受けて作成されたこと、「今起草セル別紙通告ノ文」「即チ訓條ヲ曰」という文言があること（この場合、諮問者は井上又は伊藤となる）から、ポアソナードが作成者であるとする従来の説を採る。

引用文献

- ・外務省編纂（1969）『日本外交文書 第8巻』世界文庫，東京都。
- ・長谷川直子（2000）「西欧国家体系の受容と井上毅」『井上毅とその周辺』（椋陰文庫研究会編）木鐸社，東京都。
- ・稲田正次（1960）『明治憲法成立史 上巻』有斐閣，東京都。
- ・井上毅傳記編纂委員会編（1966）『井上毅傳 史料篇第一』國學院大學図書館，東京都。
- ・井上毅傳記編纂委員会編（1977）『井上毅傳 史料編第六』國學院大學図書館，東京都。
- ・井上俊輔（2019）『忘れられた天才 井上毅』国書刊行会，東京都。
- ・伊藤博文関係文書研究会編（1975）『伊藤博文関係文書三』塙書房，東京都。

- ・伊藤博文関係文書研究会編（1976）『伊藤博文関係文書 四』塙書房，東京都。
 - ・伊藤博文文書研究会（2007）『伊藤博文文書 第一巻 秘書類纂 朝鮮交渉』ゆまに書房，東京都。
 - ・伊藤之雄（2015）『伊藤博文 近代日本を創った男』講談社，東京都。
 - ・笠原英彦（2001）「大久保政権の成立をめぐる一考察」法學研究：法律・政治・社会 Vol. 74, No. 6：93-118。
 - ・勝田政治（2014）「大久保政権の朝鮮政策」国史館史学 18号：9-47。
 - ・木戸孝允関係文書研究会編（2005）『木戸孝允関係文書 第一巻』東京大学出版会，東京都。
 - ・金正明編（1966）『日韓外交資料集成 1』巖南堂，東京都。
 - ・木野主計（1995）『井上毅研究』八木書店，東京都。
 - ・国立公文書館アジア歴史資料センター「雲揚艦ヨリ朝鮮事件電信ノ儀上申」(Ref. A01100106700), <https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/3038837>, (最終参照日2022年8月23日)。
 - ・小松緑（1927）『伊藤公全集 第二巻』『伊藤公全集 第三巻』伊藤公全集刊行會，東京都。
 - ・古城貞吉（1996）『井上毅先生伝』木鐸社，東京都。
 - ・久保伸子（2018）「伊藤博文と明治日本の朝鮮政策」北九州市立大学大学院社会システム研究科博士（学術）https://kitakyu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=635&file_id=20&file_no=1, (最終参照日2022年9月7日)。
 - ・永島広紀（2016）「江華島事件（1875～76年）—朝鮮の属国自主と日朝修好条規」『ハンドブック近代日本外交史—黒船来航から占領期まで—』（箕原俊洋，奈良岡聰智編著）ミネルヴァ書房，京都市。
 - ・中島昭三（1985）「井上毅と朝鮮問題」國學院法政論叢 第6輯：1-30。
 - ・日本史籍協會編（1969）『岩倉具視関係文書 六』東京大学出版會，東京都。
 - ・日本史籍協會編（1933）『木戸孝允日記 三』東京大学出版會，東京都。
 - ・日本史籍協會編（1971）『木戸孝允文書 六』東京大学出版會，東京都。
 - ・日本史籍協會編（1927）『大久保利通日記 二』東京大学出版會，東京都。
 - ・日本史籍協會編（1928）『大久保利通文書 五』東京大学出版會，東京都。
 - ・日本史籍協會編（1928）『大久保利通文書 六』東京大学出版會，東京都。
 - ・柴田紳一（2006）「井上毅—「明治国家の設計者」の実像」國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院，東京都。
 - ・柴田紳一（2006）「井上毅伝外篇 近代日本法制史料集 について」國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院，東京都。
 - ・多田嘉夫（1991）「明治前期朝鮮問題と井上毅（一）—江華島事件及び壬午甲申京城事件をめぐる一—」國學院法政論叢 第18号：41-75。
 - ・高橋秀直（1996）「第二章 明治維新期の朝鮮政策—大久保政権期を中心に—」『日本近代国家の形成と展開』（山本四郎編）吉川弘文館，東京都。
 - ・瀧井一博（2010）『伊藤博文』中央公論新社，東京都。
 - ・山室信一（2006）「【講演】井上毅の国際認識と外政への寄与」國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院，東京都。
 - ・山下重一（2000）「明治七年日清北京交渉と井上毅」『井上毅とその周辺』（梧陰文庫研究会編）木鐸社，東京都。
- 参考文献**
- ・伊藤博邦監修・平塚篤編（1982）『伊藤博文秘録』原書房，東京都。
 - ・勝田政治（2011）「征韓論政変と大久保利通」国史館史学 第15号：1-31。
 - ・久保田哲（2021）『図説 明治政府—日本人が求めた新しい国家体制とは—』戎光祥出版，東京都。
 - ・坂本多加雄（2012）『日本の近代 2—明治国家の建設1871～1890』中央公論社，東京都。
 - ・高橋秀直（1992）「征韓論政変と朝鮮政策」史林 第75巻 第2号：74-103。
 - ・原口清（1968）『日本近代国家の形成』岩波書店，東京都。
 - ・渡辺惣樹（2016）『朝鮮開国と日清戦争—アメリカはなぜ日本を支持し，朝鮮を見限ったか—』草思社文庫，東京都。

（令和4年9月7日受付）
（令和4年12月8日受理）

The True Role of Inoue Kowashi—a Middle-ranking Bureaucrat—in Settling the Ganghwa Island Incident

NAKAMURA Anna

Bulletin of Japan Women's College of Physical Education, 2023, 53, 1-12

Inoue Kowashi made an extensive contribution as a legislative bureaucrat and politician to reform the Meiji government into a modern nation. He did so by establishing a new legal framework of government and diplomatic negotiations with foreign countries in Asia and Europe. However, it is not widely known that he also made a great contribution to settling the Ganghwa Island incident—an armed conflict between Japan and Korea.

The Meiji government made every effort to settle this unexpected conflict and decided to dispatch a diplomatic mission to Korea and the Qing dynasty, which was the suzerain state of Korea. It has been said that Inoue carried out a critical duty for settling the Ganghwa Island incident—drafting diplomatic correspondences for taking remedial measures with Ito Hirobumi and Boissonade. At that time, he was only a middle-ranking bureaucrat of the Bureau of Legislation. In addition, his own diplomatic view—that Japan should send troops to Korea—was completely the opposite of that of the government, which wanted to achieve a peaceful settlement of this conflict. Given the situation surrounding Inoue in those days, it is difficult to state conclusively that he carried out a crucial duty in settling this conflict. What role did he play? This paper will reveal Inoue's role as a middle-ranking bureaucrat during that time by clarifying his role in the Ganghwa Island incident. In doing so, this paper will provide a new evaluation of Inoue Kowashi that differs from the conventional one of him as 'the rare Grand Designer, who made modern Japan, Meiji state'.

Keywords : Inoue Kowashi, Ganghwa Island incident, Ito Hirobumi, diplomatic policy of Korea, diplomatic documents